新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 68 号
平成25年８月30日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

54　新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則（水産課）

告　　示

1024　遊漁規則の変更認可（水産課）
1025　遊漁規則の変更認可（水産課）
1026　遊漁規則の変更認可（水産課）
1027　遊漁規則の変更認可（水産課）
1028　遊漁規則の変更認可（水産課）
1029　遊漁規則の変更認可（水産課）
1030　遊漁規則の変更認可（水産課）
1031　遊漁規則の変更認可（水産課）
1032　遊漁規則の変更認可（水産課）
1033　保安林の指定予定（治山課）
1034　保安林の指定予定（治山課）
1035　保安林の指定予定（治山課）
1036　土地改良区役員の就任届（農地計画課）
1037　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
1038　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
1039　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
1040　公共測量の実施通知（監理課）
1041　公共測量の実施通知（監理課）
1042　道路の区域変更（道路管理課）
1043　道路の供用開始（道路管理課）
1044　海岸保全区域の変更（河川管理課）
1045　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
1046　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
1047　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
1048　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
1049　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
1050　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
1051　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
1052　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
1053　建築士法による建築士事務所の処分（建築住宅課）
1054　建築士法による建築士の処分（建築住宅課）
1055　建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）
一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会規則

11　新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

規　　則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第54号

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第１条　新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成８年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（漁獲努力量等の報告の方法）
第６条　漁獲努力量等の報告は、次の表の第２種特定海洋生物資源の欄に掲げる第２種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間の末日ごとに当該期間のいずれかの日に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第２号様式による書面を提出して行うものとする。
<table>
<tr><th>第２種特定海洋生物資源</th><th>期　間</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td rowspan="4">（略）</td><td>９月１日から同月30日までの間</td><td>10月10日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（略）</td><td>10月20日</td></tr>
<tr><td>10月31日</td></tr>
<tr><td>11月10日</td></tr>
</table>
２・３　（略）</td><td>（漁獲努力量等の報告の方法）
第６条　漁獲努力量等の報告は、次の表の第２種特定海洋生物資源の欄に掲げる第２種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間の末日ごとに当該期間のいずれかの日に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第２号様式による書面を提出して行うものとする。
<table>
<tr><th>第２種特定海洋生物資源</th><th>期　間</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td rowspan="4">（略）</td><td>９月16日から同月30日までの間</td><td>10月５日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（略）</td><td>10月15日</td></tr>
<tr><td>10月25日</td></tr>
<tr><td>11月５日</td></tr>
</table>
２・３　（略）</td></tr>
</table>

第２条　新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

別記第２号様式を次のように改める。

第２号様式（第６条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

漁獲努力量等の報告書

年　　月　　日

新潟県知事　　様

報告者又は　住　所
その代理人　氏　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり漁獲努力量等に係る漁ろう作業を行ったので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第４項の規定により報告します。

記

報告者住所	報告者氏名	使用した船舶		第２種特定海洋生物資源	採捕の種類	海　域	漁獲努力量（隻日数）	漁ろう作業を行った日
		漁業の免許番号又は船舶の許可番号	船　名					
	㊞							
	㊞							
	㊞							
	㊞							
	㊞							

注　※印欄は、記入しないこと。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

◎新潟県告示第1024号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

阿賀野川漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間3881－４

２　漁業権の免許番号

内共第８号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1025号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

松浜内水面漁業協同組合

新潟市北区松浜７丁目3641番地

２　漁業権の免許番号

内共第８号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1026号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

新潟市大形地区漁業協同組合

新潟市東区津島屋３丁目48番地

２　漁業権の免許番号

内共第８号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1027号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

濁川漁業協同組合

新潟市北区名目所３丁目1948

２　漁業権の免許番号

内共第８号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1028号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

東蒲原郡漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町両郷555

２　漁業権の免許番号

内共第８号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1029号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

刈谷田川漁業協同組合

長岡市滝の下町４番35号

２　漁業権の免許番号

内共第12号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第９条表中の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1030号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1105－16

２　漁業権の免許番号

内共第12号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第９条表中の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1031号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

中魚沼漁業協同組合

十日町市干溝壬1508番地

２　漁業権の免許番号

内共第12号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第５条表中の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1032号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第24号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

糸魚川内水面漁業協同組合

糸魚川市大字須沢2426番地

２　漁業権の免許番号

内共第24号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第８条の「平成24年９月１日から平成25年８月31日まで」を「平成25年９月１日から平成25年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成25年９月１日

◎新潟県告示第1033号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字大向峰酉乙259から酉乙261まで、字赤倉沢戌521の１、字下倉戌524の１、戌527、戌528・戌529合併、戌530、戌530の子、戌531、戌532、戌535、戌535の子、戌561から戌563まで、字大峯戌836、戌839から戌845まで、戌848、戌849

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1034号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字上小沢字アミダ2030、2032から2036まで、2038から2040まで、2104、2108、2109、2114から2117まで、2117の２、2118から2122まで、2123の１、2124、2124の３、2124の４、2125から2134まで、2136、2136の１、2137、2141、2141の２、2141の３、2142の２、2142の３、2143の１から2143の３まで、2144、2145の１、2146から2148まで、2149の１、2150から2154まで、2203の子、2206、2206の２、2207、2208の２、字大峯2037、2037の２、2037の５から2037の７まで、2037の丑、2037の寅

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1035号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字袖長里庚379の３

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年８月30日

新潟県長岡地域振興局長

１　就　任

理事　長岡市寺泊大地496番地　　山田　稔

就任年月日　平成25年８月17日

◎新潟県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を平成25年８月21日認可した。

平成25年８月30日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、長岡市の越路原土地改良区の定款の変更を平成25年８月20日認可した。

平成25年８月30日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区の定款の変更を平成25年８月20日認可した。

平成25年８月30日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1040号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、柏崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（地盤変動調査）

２　作業期間　平成25年８月19日から平成25年10月31日まで

３　作業地域　柏崎市街地及び周辺部

◎新潟県告示第1041号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、北陸農政局　信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（地盤変動調査）

２　作業期間　平成25年８月21日から平成25年９月30日まで

３　作業地域　新潟市内

◎新潟県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　404号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
長岡市柏町２丁目７番２から 同市才津西町1810番１まで	新	(A)7.9～39.5メートル	5,390.9メートル
長岡市要町１丁目1116番から 同市才津西町1810番１まで		(B)11.0～74.5メートル	3,310.0メートル
長岡市柏町２丁目７番２から 同市才津西町1810番１まで		(C)7.9～51.2メートル	5,501.2メートル
長岡市柏町２丁目７番２から 同市才津西町1810番１まで	旧	(A)7.9～39.5メートル	5,390.9メートル
長岡市要町１丁目1116番から 同市才津西町1810番１まで		(B)11.0～74.5メートル	3,310.0メートル

備考１　上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

２　路線の重用

一部区間一般国道351号及び一般国道352号と重用

◎新潟県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　404号

２　供用開始の区間

長岡市下山２丁目1976番１から同市才津西町1810番１まで

３　供用開始の期日　平成25年９月１日

◎新潟県告示第1044号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定により、海岸保全区域の指定（平成21年２月新潟県告示第194号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　海岸名　新潟海岸　寄居浜・関屋地区海岸

２　指定区域

地点０＋11.2～21、21＋32.5”、21＋32.5～33、33＋9.8”、33＋9.8～34＋73.2、34＋95.0、35～37、37＋93.1、37＋93.1’、37’、36＋50.0”、36＋50.0’～34＋95.0’、34＋73.2’、34＋73.2”～10”’、９＋68.0”’、９＋38.0”’～８＋80.3”’、８＋56.4”、８＋53.0”～７”、６”、５”～1”、Ｂ、Ａを順次に結んだ線及び地点Ａと０＋11.2を結んだ線に囲まれた区域

３　指定年月日　平成25年８月30日

番号	地点	方向 °′″	距離 (m)	地点				備考
				番号	起点	方向 °′″	距離 (m)	
No.0+11.2	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番688より 340°00′00″　8.8 m地先　標杭No. 0+11.2	233-42-41	91.28	A	No.0+11.2	340-00-00	763.02	
No.0+11.2	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番688より 340°00′00″　8.8 m地先　標杭No. 0+11.2	233-42-41	91.28	B	No.0+11.2	316-37-33	744.70	
No.1	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番688より 323°38′40″　1.0 m地先　標杭No. 1	233-53-30	100.00	No.1”	No.1	323-38-40	739.02	
No.2	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番688より 323°38′40″　10.9 m地先　標杭No. 2	236-10-53	100.10	No.2”	No.2	323-38-40	740.86	
No.3	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番688より 323°38′40″　25.5 m地先　標杭No. 3	236-07-27	100.09	No.3”	No.3	323-38-40	738.71	
No.4	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番674より 323°38′40″　12.3 m地先　標杭No. 4	231-56-40	100.04	No.4”	No.4	323-38-40	736.66	
No.5	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番674 ―　標杭No. 5	238-20-58	100.34	No.5”	No.5	323-38-40	741.91	
No.6	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番672 ―　標杭No. 6	233-39-44	100.00	No.6”	No.6	323-38-40	735.96	
No.7	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671 ―　標杭No. 7	234-58-48	100.03	No.7″	No.7	323-38-40	738.21	
No.8	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671 ―　標杭No. 8	235-57-06	50.04	No.8″	No.8	323-38-40	738.16	
No.8+50.0	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671 ―　標杭No. 8+50.0	235-57-09	3.00	No.8+50.0″	No.8+50.0	323-38-40	737.28	
No.8+53.0	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671 ―　標杭No. 8+53.0	237-57-08	3.39	No.8+53.0″	No.8+53.0	323-38-40	737.23	
No.8+56.4	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671 ―　標杭No. 8+56.4	237-57-08	23.93	No.8+56.4″	No.8+56.4	323-38-40	593.61	
No.8+80.3	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671 ―　標杭No. 8+80.3	235-57-07	19.73	No.8+80.3″’	No.8+80.3	323-38-40	554.76	
No.9	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671 ―　標杭No. 9	236-14-07	29.00	No.9″’	No.9	323-38-40	522.39	
No.9+29.0	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番668 ―　標杭No. 9+29.0	236-14-07	4.42	No.9+29.0″’	No.9+29.0	323-38-40	475.09	
No.9+38.0	新潟市中央区西船見町字浜浦5939番4より 323°38′40″　24.3 m地先　標杭No. 9+38.0	226-08-14	34.82	No.9+38.0″’	No.9+38.0	323-38-40	467.86	
No.9+68.0	新潟市中央区西船見町字浜浦5939番4 ―　標杭No. 9+68.0	226-08-14	32.37	No.9+68.0″’	No.9+68.0	323-38-40	417.10	
No.10	新潟市中央区西船見町字浜浦5939番4より 323°38′40″　47.0 m地先　標杭No. 10	226-42-23	39.04	No.10″’	No.10	323-38-40	421.83	
No.10+39.0	新潟市中央区西船見町字浜浦5939番4 ―　標杭No. 10+39.0	226-42-23	61.70	No.10+39.0″	No.10+39.0	323-38-40	427.16	
No.11	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番650より 323°38′40″　11.8 m地先　標杭No. 11	224-50-19	22.82	No.11″	No.11	323-38-40	435.58	
No.11+22.8	新潟市中央区西船見町字浜浦5932番650より 323°38′40″　7.5 m地先　標杭No. 11+22.8	232-43-40	30.66	No.11+22.8″	No.11+22.8	323-38-40	439.43	

No.11+53.6	新潟市中央区窪田町字浜浦5337番55より 323 ° 38 ′ 40 ″　5.0　m地先　標杭No. 11+53.6	235-58-34	34.68	No.11+53.6″	No.11+53.6	323-38-40	440.41	
No.11+88.5	新潟市中央区窪田町字浜浦5337番55より 323 ° 38 ′ 40 ″　4.8　m地先　標杭No. 11+88.5	232-43-00	12.14	No.11+88.5″	No.11+88.5	323-38-40	439.54	
No.12	新潟市中央区窪田町字浜浦5337番55より 323 ° 38 ′ 40 ″　3.8　m地先　標杭No. 12	232-58-30	100.01	No.12″	No.12	323-38-40	439.93	
No.13	新潟市中央区窪田町字浜浦5337番55より 323 ° 38 ′ 40 ″　2.3　m地先　標杭No. 13	233-46-35	100.00	No.13″	No.13	323-38-40	442.68	
No.14	新潟市中央区窪田町字浜浦5337番55より 323 ° 38 ′ 40 ″　2.9　m地先　標杭No. 14	231-06-00	22.37	No.14″	No.14	323-38-40	444.03	
No.14+23.8	新潟市中央区窪田町字浜浦5337番55より 323 ° 38 ′ 40 ″　10.0　m地先　標杭No. 14+23.8	220-49-14	79.64	No.14+23.8″	No.14+23.8	323-38-40	445.38	
No.15	新潟市中央区水道町1丁目5337番8より 323 ° 38 ′ 40 ″　20.6　m地先　標杭No. 15	223-37-28	101.55	No.15″	No.15	323-38-40	464.28	
No.16	新潟市中央区水道町1丁目5337番8より 323 ° 38 ′ 40 ″　20.6　m地先　標杭No. 16	229-29-13	100.26	No.16″'	No.16	323-38-40	483.53	
No.17	新潟市中央区水道町1丁目5337番8より 323 ° 38 ′ 40 ″　24.8　m地先　標杭No. 17	229-28-50	41.38	No.17″	No.17	323-38-40	492.38	
No.17+41.4	新潟市中央区水道町1丁目5337番8 ―　標杭No. 17+41.4	229-28-50	38.16	No.17+41.4'	No.17+41.4	323-38-40	496.04	
No.17+80.1	新潟市中央区水道町1丁目5337番8より 323 ° 38 ′ 40 ″　7.0　m地先　標杭No. 17+80.1	219-16-33	21.33	No.17+80.1″	No.17+80.1	323-38-40	498.86	
No.18	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 18	232-51-37	100.01	No.18″	No.18	323-38-40	504.19	
No.19	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 19	232-48-09	89.22	No.19″	No.19	323-38-40	505.70	
No.19+89.2	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 19+89.2	232-48-09	10.79	No.19+89.2'	No.19+89.2	323-38-40	507.14	
No.20	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 20	232-37-52	100.02	No.20″	No.20	323-38-40	507.50	
No.21	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 21	239-44-26	32.10	No.21″'	No.21	323-38-40	511.14	
No.21+32.5″	新潟市中央区関屋字海岸1番93 ―　標杭No. 21+32.5″	143-38-40	9.40	No.21+32.5″'	No.21+32.5″	323-38-40	508.33	
No.21+32.5	新潟市中央区関屋字海岸1番93 ―　標杭No. 21+32.5	233-29-40	68.08	No.21+32.5″'	No.21+32.5	323-38-40	517.73	
No.22	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 22	234-03-49	100.00	No.22″	No.22	323-38-40	519.18	
No.23	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 23	234-07-13	100.00	No.23″	No.23	323-38-40	520.32	
No.24	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 24	238-34-38	100.37	No.24″	No.24	323-38-40	521.36	
No.25	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 25	238-50-25	55.41	No.25″	No.25	323-38-40	514.60	
No.25+55.5	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 25+55.5	235-04-05	44.83	No.25+55.5″'	No.25+55.5	323-38-40	510.61	
No.26	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 26	245-04-53	97.33	No.26″	No.26	323-38-40	510.33	
No.26+97.3	新潟市中央区関屋字海岸1番91 ―　標杭No. 26+97.3	245-04-53	4.70	No.26+97.3'	No.26+97.3	323-38-40	492.82	
No.27	新潟市中央区関屋字海岸1番64 ―　標杭No. 27	247-00-38	32.48	No.27″	No.27	323-38-40	491.90	
No.27+32.5	新潟市中央区関屋字海岸1番37 ―　標杭No. 27+32.5	233-54-50	68.40	No.27+32.5″	No.27+32.5	323-38-40	484.46	
No.28	新潟市中央区関屋字海岸1番37より 323 ° 38 ′ 40 ″　1.2　m地先　標杭No. 28	237-05-45	100.18	No.28″	No.28	323-38-40	484.30	
No.29	新潟市中央区関屋字海岸1番37より 323 ° 38 ′ 40 ″　3.0　m地先　標杭No. 29	236-44-35	27.90	No.29″	No.29	323-38-40	478.49	
No.29+27.9	新潟市中央区関屋字海岸1番37より 323 ° 38 ′ 40 ″　3.6　m地先　標杭No. 29+27.9	235-15-01	6.40	No.29+27.9″	No.29+27.9	323-38-40	477.05	
No.29+34.3	新潟市中央区関屋字海岸1番37 ―　標杭No. 29+34.3	235-15-01	65.77	No.29+34.3'	No.29+34.3	323-38-40	476.89	
No.30	新潟市中央区関屋字海岸1番37より 323 ° 38 ′ 40 ″　2.5　m地先　標杭No. 30	235-02-15	70.02	No.30″	No.30	323-38-40	475.89	
No.30+70.0	新潟市中央区関屋字海岸1番37 ―　標杭No. 30+70.0	235-02-13	30.01	No.30+70.0″'	No.30+70.0	323-38-40	475.08	

No.31	新潟市中央区関屋字海岸1番37より 323 ° 38 ′ 40 ″　0.9 m地先　標杭No. 31	235-06-03	51.78	No.31″	No.31	323-38-40	474.74	
No.31+51.8	新潟市中央区関屋字海岸1番37 —　標杭No. 31+51.8	237-27-25	48.34	No.31+51.8″	No.31+51.8	323-38-40	474.09	
No.32	新潟市中央区関屋字海岸1番37 —　標杭No. 32	209-49-41	50.98	No.32″	No.32	323-38-40	471.49	
No.32+51.0	新潟市中央区関屋字海岸1番63 —　標杭No. 32+51.0	239-07-18	53.61	No.32+51.0″	No.32+51.0	323-38-40	492.68	
No.33	新潟市中央区関屋字海岸1番37より 323 ° 38 ′ 40 ″　6.5 m地先　標杭No. 33	236-36-12	6.97	No.33″'	No.33	323-38-40	488.25	
No.33+9.8″	新潟市中央区関屋字海岸1番37 —　標杭No. 33+9.8″	143-38-40	14.00	No.33+9.8″'	No.33+9.8″	323-38-40	487.73	
No.33+9.8	新潟市中央区関屋字海岸1番61 —　標杭No. 33+9.8	233-02-46	93.06	No.33+9.8″'	No.33+9.8	323-38-40	501.73	
No.34	新潟市中央区関屋字海岸1番61 —　標杭No. 34	233-21-37	73.22	No.34″	No.34	323-38-40	503.90	
No.34+73.2	新潟市中央区関屋字海岸1番21 —　標杭No. 34+73.2	233-21-37	21.76	No.34+73.2″	No.34+73.2	323-38-40	505.20	
No.34+73.2	新潟市中央区関屋字海岸1番21 —　標杭No. 34+73.2	233-21-37	21.76	No.34+73.2'	No.34+73.2	323-38-40	452.39	
No.34+95.0	新潟市中央区関屋字海岸1番21 —　標杭No. 34+95.0	317-02-09	43.59	No.34+95.0'	No.34+95.0	323-38-40	452.50	
No.35	新潟市中央区関屋字海岸1番37 —　標杭No. 35	232-44-47	100.01	No.35'	No.35	323-38-40	409.20	
No.36	新潟市中央区関屋字海岸1番37 —　標杭No. 36	232-51-37	50.00	No.36'	No.36	323-38-40	410.80	
No.36+50.0	新潟市中央区関屋字海岸1番37 —　標杭No. 36+50.0	232-51-34	50.01	No.36+50.0'	No.36+50.0	323-38-40	411.50	
No.36+50.0	新潟市中央区関屋字海岸1番37 —　標杭No. 36+50.0	232-51-34	50.01	No.36+50.0″	No.36+50.0	323-38-40	211.50	
No.37	新潟市中央区関屋字風砂除2番77 —　標杭No. 37	236-44-11	93.24	No.37'	No.37	323-38-40	212.20	
No.37+93.1	新潟市中央区関屋字風砂除2番85より 323 ° 38 ′ 40 ″　17.1 m地先　標杭No. 37+93.1	—	—	No.37+93.1'	No.37+93.1	323-38-40	207.20	
指　定　延　長　3,862.31m								

◎新潟県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
番神二丁目地区	柏崎市番神二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番神地区	柏崎市番神一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西番神地区	柏崎市番神二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1046号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
番神地区	柏崎市番神一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西番神地区	柏崎市番神二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1047号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類

胎内都市計画用途地域（胎内市決定）

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1048号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

・種類　胎内都市計画道路（胎内市決定）

・名称　３・４・５号　東中央通り線

３・４・６号　西町線

３・４・８号　五輪線

３・４・９号　白鳥線

３・６・10号　中条胎内線

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1049号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

・種類　胎内都市計画公園（胎内市決定）

・名称　３・３・１号　北公園
　　３・３・２号　鴻の巣公園
　　３・３・３号　笹口浜公園
２　縦覧の場所
　新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1050号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称
　・種類　胎内都市計画汚物処理場（胎内市決定）
　・名称　１号　下越清掃センター組合汚泥再生処理センター
２　縦覧の場所
　新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1051号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称
　・種類　胎内都市計画ごみ焼却場（胎内市決定）
　・名称　１号　新発田地域広域中条地区ごみ焼却場
２　縦覧の場所
　新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1052号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称
　・種類　胎内都市計画ごみ処理場（胎内市決定）
　・名称　１号　新発田地域広域粗大ごみ処理場
２　縦覧の場所
　新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1053号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第１項の規定により、次のとおり処分した。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日
　平成25年７月25日
２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地
　ジーエー都市設計大杉太三郎
　南魚沼市五箇819－１

３　開設者の氏名
　阿部義一
４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
　一級建築士事務所
５　登録番号
　（ロ）第4230号
６　処分の内容
　登録の取消し
７　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日
　平成25年７月25日
２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地
　水上建築
　長岡市寺泊町大字有信92
３　開設者の氏名
　阿部浩
４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
　二級建築士事務所
５　登録番号
　（ホ）第6655号
６　処分の内容
　登録の取消し
７　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日
　平成25年７月25日
２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地
　やま江住宅建設設計事務所
　上越市仲町６－２－24
３　開設者の名称及び代表者
　やま江住宅建設株式会社
　代表取締役　江嶋裕右
４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
　二級建築士事務所
５　登録番号
　（イ）第9312号
６　処分の内容
　登録の取消し
７　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日
　平成25年７月25日
２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地
　有限会社はせ川ウインド工芸
　新潟市中央区出来島２丁目７－４
３　開設者の名称及び代表者の氏名
　有限会社はせ川ウインド工芸
　代表取締役　長谷川武史
４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
　二級建築士事務所
５　登録番号
　（イ）第9359号
６　処分の内容
　登録の取消し
７　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

◎新潟県告示第1054号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定により、次のとおり処分した。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日
　平成25年７月25日
２　処分をした建築士の氏名
　山田昭夫
３　二級建築士又は木造建築士の別
　二級建築士
４　登録番号
　第8067号
５　処分の内容
　平成25年９月１日から業務停止１月
６　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日
　平成25年７月25日
２　処分をした建築士の氏名
　山本秀敏
３　二級建築士又は木造建築士の別
　二級建築士
４　登録番号
　第8311号
５　処分の内容
　平成25年９月１日から業務停止１月
６　処分の原因となった事実

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

1　処分をした年月日
平成25年７月25日
2　処分をした建築士の氏名
栗山康
3　二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
4　登録番号
第15182号
5　処分の内容
平成25年９月１日から業務停止１月
6　処分の原因となった事実
建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

1　処分をした年月日
平成25年７月25日
2　処分をした建築士の氏名
佐藤洋治
3　二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
4　登録番号
第9894号
5　処分の内容
平成25年９月１日から業務停止１月
6　処分の原因となった事実
建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

1　処分をした年月日
平成25年７月25日
2　処分をした建築士の氏名
佐藤剛
3　二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
4　登録番号
第14353号
5　処分の内容
平成25年９月１日から業務停止１月
6　処分の原因となった事実
建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日
　平成25年７月25日
２　処分をした建築士の氏名
　原田道夫
３　二級建築士又は木造建築士の別
　木造建築士
４　登録番号
　第493号
５　処分の内容
　平成25年９月１日から業務停止１月
６　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

◎新潟県告示第1055号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年８月30日

新潟県佐渡地域振興局長

１　指定道路の種類
　第42条第１項第５号の規定による指定に係る道路
２　指定の年月日
　平成25年８月９日
３　指定道路の位置等

位　　置	幅員（メートル）	延長（メートル）
佐渡市中興乙860番15	4.03	15.14

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　（仮称）ライフガーデン新発田複合商業施設計画
　所在地　新発田市舟入町三丁目541－２外
　設置者　ダイワロイヤル株式会社ほか１者
２　届出の概要及び公告日
　概　要　大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定による新設の届出
　公告日　平成25年４月16日
３　意見の概要
　(1) 新発田市からの意見の概要
　　意見なし
　(2) 居住者等の意見の概要
　　意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
　新潟県産業労働観光部商業振興課

５　縦覧期間
平成25年８月30日から平成25年９月30日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　あすとぴあ高田
所在地　上越市本町五丁目195番
設置者　高田まちづくり株式会社
２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定による変更（廃棄物等保管施設の位置）に関する届出
公告日　平成25年４月16日
３　意見の概要
(1) 上越市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
５　縦覧期間
平成25年８月30日から平成25年９月30日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　コメリ書房柏崎店
所在地　柏崎市北半田一丁目９番６号
設置者　株式会社大矢家具リビングセンター
２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法附則第５条第１項の規定による変更（営業時間の変更及びその他の変更）に関する届出
公告日　平成25年４月19日
３　意見の概要
(1) 柏崎市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
５　縦覧期間
平成25年８月30日から平成25年９月30日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

ＩＣカード運転免許端末装置等の借上げ　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

借上げ

４　契約方式

一般競争入札

５　落札決定日

平成25年６月25日

６　落札者の氏名及び住所

ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社新潟支店

新潟県新潟市中央区万代４丁目４番27号

７　落札価格

443,872,800円

８　入札公告日

平成25年５月14日

９　落札方式

最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

電子署名生成装置等の借上げ　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

借上げ

４　契約方式

一般競争入札

５　落札決定日

平成25年６月25日

６　落札者の氏名及び住所

ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社新潟支店

新潟県新潟市中央区万代４丁目４番27号

７　落札価格

85,774,500円

８　入札公告日

平成25年５月14日

９　落札方式

最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

センターネットワーク機器等の借上げ　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

借上げ

４　契約方式

一般競争入札

５　落札決定日

平成25年７月23日

６　落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社

東京都江東区東雲１丁目７番12号

７　落札価格

38,826,900円

８　入札公告日

平成25年６月11日

９　落札方式

最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年８月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

(1)　ＩＣカード運転免許証作成システム装置等の借上げ　一式

(2)　ＩＣカード運転免許証作成材料　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

借上げ及び購入

４　契約方式

一般競争入札

５　落札決定日

平成25年６月25日

６　落札者の氏名及び住所

株式会社東芝

東京都港区芝浦１丁目１番１号

７　落札価格

681,544,720円（予定数量の総額による。）

８　入札公告日

平成25年５月14日

９　落札方式

最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、超音波白内障手術装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年８月30日

新潟県立坂町病院長　鈴木　薫

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波白内障手術装置　　１式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　959－3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号　0254－62－3111　内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年９月６日（金）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所

平成25年９月13日（金）午後３時00分

新潟県立坂町病院講堂

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年８月30日

新潟県立十日町病院長　塚田　芳久

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置　　１式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年10月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　948－0055

新潟県十日町市高山32番地９

新潟県立十日町病院経営課

電話番号　025－757－5566　内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年９月６日（金）午後３時00分

４　入札、開札の日時及び場所

平成25年９月10日（火）午後１時30分

新潟県立十日町病院　２階　会議室

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ　詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年８月30日

新潟県公安委員会

委員長　小　林　　彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（試験自動車の指定） **第21条の２**　技能試験等において使用する自動車は、公安委員会が提供する場合を除き、<u>一般財団法人新潟県自動車練習所</u>（昭和25年８月28日に財団法人新潟県自動車練習所という名称で設立された法人をいう。）の提供する自動車とする。ただし、身体に障害のある者で特殊な構造若しくは装置を備えた自動車を使用する場合又は特別の必要がある場合は、この限りでない。 ２　（略）	（試験自動車の指定） **第21条の２**　技能試験等において使用する自動車は、公安委員会が提供する場合を除き、<u>財団法人新潟県自動車練習所</u>（昭和25年８月28日に財団法人新潟県自動車練習所という名称で設立された法人をいう。）の提供する自動車とする。ただし、身体に障害のある者で特殊な構造若しくは装置を備えた自動車を使用する場合又は特別の必要がある場合は、この限りでない。 ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。